

議第57号

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条の4第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同条第2項中「または第2号」を削り、「第3号または第4号」を「第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。